

平成21年2月26日判決言渡 岡目原本領収 裁判所書記官

平成20年(ワ)第2号 不当利得返還等請求控訴事件 (原審・岡山地方裁判所平成18年(ワ)第12号)

口頭弁論終結日 平成20年12月9日

判 決

岡山市内山下二丁目4番6号

控	訴	人	岡	山	県	知	事
			石	井	正	弘	彦
同	訴訟代理人弁護士		小	林	裕	一	司
同			佐	藤	弘	崇	史
同			横	野	裕	秀	成
同			秋	山	俊	芳	正
同	指定代理人		河	内	祥	勇	敦
同			松	枝	寛	寛	子
同			山	下			
同			佐	藤			
同			小	崎			
同			石	原			

岡山市乙多見347番地

被	控	訴	人	特定非営利活動法人		
				市民オンブズマンおかやま		
同	代表者理事		重	田	龍	三
同	訴訟代理人弁護士		光	成	卓	明
同			東		隆	司

主 文

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を次のとおり変更する。
- 2 控訴人は、小田春人及び桑山博之に対し、各自24万9200円及びこれに対する平成18年12月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を岡山県に支払えとの請求をせよ。
- 3 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、1、2審を通じて5分し、その4を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、岡山県に所在する特定非営利活動法人である被控訴人が、岡山県議会議員2名の海外視察の旅費として岡山県が支出した費用（以下「本件支出」という。）のうち、外国における車賃名目の各自25万1100円分は過剰支払で、違法な支出であると主張し、①議員である小田春人（以下「小田」という。）及び元議員の桑山博之（以下「桑山」という。）については、不当利得として、各自25万1100円及びこれに対する不当利得した以後の日である平成17年9月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を岡山県に支払う旨請求することを命じる、②支出負担行為を専決決裁した岡山県職員である青山勝（以下「青山」という。）については、上記決裁には故意又は重大な過失があるので、地方自治法243条の2に基づく損害賠償として、上記合計50万2200円及びこれに対する決裁を行った後の日である平成17年9月23日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を岡山県に支払う旨命令をすることを命じる、③支出負担行為の決裁権者の岡山県知事である石井正弘（以下「石井」という。）については、青山を

指導監督する義務を怠った過失があるので、民法上の不法行為に基づく損害賠償として、50万2200円及びこれに対する不法行為の日以後である平成17年9月23日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を岡山県に対し支払うように請求することを命じることを各々求めた事案であった。

原審は、被控訴人の請求のうち、控訴人に対し、小田及び桑山が、各自24万9200円及びこれに対する平成17年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を岡山県に支払うように請求することを命じる限度で認容し、その余の請求を棄却した。これについて、上記限度で請求を認容された控訴人のみが控訴した。

したがって、本件審理の対象は、原判決が認容した部分の当否である。

2 前提となる事実、争点については、次のとおり付加訂正し、3、4において当審における当事者双方の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」の第2の1、2及び第3（原判決3頁4行目から16頁6行目まで）に記載のとおりであるので、これを引用する。

(1) 原判決3頁25行目の「8の1、」の次に「甲」を加える。

(2) 同4頁2行目、4行目の「旅行代金見積書」を「旅行代金書見積書」に改める。

(3) 同7頁1行目の末尾に改行のうえ、次のとおり加える。

「(8) 控訴人は、平成18年11月30日に送達された書面によって、小田、桑山に対して訴訟告知した。」

(4) 同7頁6行目の末尾に改行のうえ、「(3) 仮に小田、桑山が不当利得した場合、小田、桑山は悪意といえるか。」を加える。

3 控訴人の主張

(1) 専用車の必要性について

ア 議員の安全確保と視察の効果を上げることを第1に考えた場合、専用車の使用は、最も経済的な通常の経路及び方法にあたる。旅費法34条

2項の実費とは、被控訴人主張のように自動車の備車それ自体に要する費用に限定されると解釈する理由はなく、仮に旅行代理店の手数料が含まれるとしても、それは実費に含まれる。すなわち、専用車の使用については、本件のように旅費で支出するほか、専用車の借り上げとして契約する方法もある。この場合、現地の車両運送業者から見積書の提出を求めることは困難であるから行わず、国内の旅行業者数社からの見積書によって決定している。旅費法においては外国旅行の車賃の額は実費額によるとされているが、旅行代理店の手数料等を含めて決定した金額が実費ではないとするならば、借り上げ契約として別途賃借料の予算科目から支出する場合には業者の手数料を含むことができるが、旅費の予算科目から支出する場合には、業者の手数料を含むことができないことになり不当である。

イ また、本件では、専用車を使用するについての旅費法7条但し書き所定の「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」が存在する。すなわち、①視察における安全性の確保、②視察先に対する品位の保持、③視察における複数施設を巡るための効率性、④各視察先等の情報収集を効果的に行うためには、諸手続も代行してくれるアシスタントの付いた専用車を使用することはやむを得ない。

本件視察先は、ドイツ、スウェーデン、デンマークといった英語圏ではない諸国であり、外務省から犯罪の注意が喚起されているところであるうえ、その視察者が必ずしも旅行経験が豊富でなく、また語学が堪能ではなかったから、事故や犯罪被害に遭うことなく、限られた時間の中で、最大限の視察の成果を得るためには、アシスタント付きの専用車の使用が必要であった。以下個別に検討する。

ウ 平成17年8月16日のフランクフルト国際空港とホテルインターコンチネンタル間、同月18日のホテルインターコンチネンタルとフラン

クフルト国際空港間については、フランクフルト国際空港が、ドイツ最大の空港であり、ドイツ国内でも犯罪発生率の高い都市フランクフルトの中でも日本人の犯罪被害の多い空港であるから、アシスタント付きの専用車を使用することによってトラブルに巻き込まれることなく、ホテルでのチェックイン手続等も含めて安全かつスムーズな行動を可能とする必要があった。

エ 同月１７日フランクフルト市内の「ゴミプログラム」等視察については、市内のデパートや小売店でのデポジット体験をしているところ、それぞれの店まで被控訴人が主張するようにタクシーを使用することは限られた時間を効率よく有効に活用するという観点からは非常に非効率である。また、同月１９日と２１日は、アシスタント業務を行うガイドが手配できたため、専用車を使用する必要が無くなり、タクシーを利用したものである。

オ 同月１８日ストックホルム国際空港とスカンディックコンチネンタルホテル間については、犯罪グループが暗躍し、日本人が被害に遭うケースもあり、また空港から駅に向かい列車に乗るまでには、様々な国籍の外国人が大勢通行する中での移動を余儀なくされ、安全確保のため出迎えてサポートしてくれる専用車が必要であった。

カ 同月２０日スカンディックコンチネンタルホテルとストックホルム中央駅、マルメ駅、オアスン橋を経てスカンディックホテルコペンハーゲンまでの間については、オアスン橋は瀬戸大橋と同様の鉄道と道路との併用橋であったため、電車による通過ではなく車による橋上視察をし、鉄道を下車後は安全確保及びトラブル回避のため専用車を使用したものである。

キ 同月２２日コペンハーゲン市内での日本貿易機構等視察については、午前中のジェトロ事務所訪問ではアシスタント業務を行うガイドが手配

できたため専用車を使用する必要がなかったが、午後からのニールスボーア研究所訪問については県知事と県議会議長の親書を手渡すという用務があり、そのため遅刻等相手方への非礼を回避する必要性と帰路の交通手段確保のため専用車を利用したものである。

ク 同月23日スカンディックホテルコペンハーゲンとコペンハーゲン国際空港間について、同様に海外旅行に不慣れなため諸手続を代行してもらえ、安全かつスムーズな行動を可能とするため専用車を利用した。

(2) 小田、桑山が悪意の不当利得者であることについて（争点(3)）

上記のとおり、小田、桑山に支出した車賃は適法であると解するが、仮に、違法であり、小田、桑山が当該金額相当を不当に利得していると認められる場合においても、同人らは、不当利得したことについて悪意であったとはいえない。

既述のとおり、本件視察先の治安は、必ずしも良いとはいえないし、非英語圏の視察先において、英語による日常会話さえ殆どできない議員2名が犯罪等のトラブルに巻き込まれることなく交通や諸手続等に迷わずに、限られた時間の中で安全かつ効率的な視察を行うための必要不可欠な手段として控訴人は専用車及び諸手続などのアシスタントサービスを行う車を手配したのであって、このような専用車を使用せず、公共交通機関やタクシーの利用が容易に可能であることが誰の目から見ても明らかな地域と認識していたとはいえない。

4 被控訴人の主張

(1) 専用車の必要性について

ア 旅費法34条2項の実費とは、控訴人が主張するように自動車の備車それ自体に要する費用に限定されないと解釈する余地はない。

旅費法第3章外国旅行の旅費において定められる交通手段別の規定は、鉄道賃、船賃、航空賃について、いずれも旅客運送約款に基づく運送料

の定価があることを前提に詳細な定めをしている。これに対し、車賃の場合においては、実費額によるとのみ定めているが、これは車賃の場合（典型的にはタクシー料金）には、特定地点間の輸送について、約款上自動的に定まる定価がないことを反映した規定であり、そこで、規定されている実費は、鉄道運賃等の規定との対比上、自動車の備車それ自体に要する実費を意味するものである。また、条例や法律は、旅行代理店に対する手数料や通訳、ガイドの雇い入れ料についての支払い規定を設けていないので、これらを旅費として支出しない趣旨であることは明白である。

イ 本件の視察先であるフランクフルト、ストックホルム、コペンハーゲンには、いずれも英語圏の国ではないが、いずれも西欧の国の首都ないし首都に準ずる大都市であり、しかも大観光地であるから、要所には英語による表示がなされている。また、任期を重ねた岡山県議会議員は、1任期中に費用額120万円を限度として公費による海外視察旅行を行うことができるという慣例が存し、本件視察当時、桑山は任期6期目、小田は4期目であったから、桑山、小田は、複数回の海外視察の経験がある。また、桑山の語学力は被控訴人には明らかではないが、小田は、東京大学法学部を卒業し、株式会社フジタに6年間勤務した経験があるから英語力は通常の日本人以上に高いものと推定される。

ウ なお、控訴人はフランクフルトでのデポジット体験について効率的に行うためには専用車が必要である旨主張しているが、いずれも市街中心部またはその周辺であるので、これらを巡回するのに、専用車を必要としない。またこのプログラムは午前11時に終了している。

(2) 小田、桑山の悪意について（争点(3)）

ア 本件視察した地域は、西欧の首都もしくはこれに準ずる大都市圏内であり、公共交通機関もしくはタクシーの利用が容易に可能であることは

誰の目にも明らかな地域であつて、両名はそのことを認識して専用車を使用していることは明らかであり、また、小田、桑山両名は、これまで数度岡山県から旅費の支給を受けて海外視察に行っており、旅費法の規定についても熟知している。仮にそうでないとしても、やむを得ない事情がない限り、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によるべきであることは常識に属する事項である。したがって、両名は不当利得について悪意である。

イ 仮にそうでないとしても、小田、桑山は、本件視察旅行中、視察に要する以外の時間に専用車を使用していることを認識していたことは明らかであり、不当利得していることについて悪意である。

ウ また、被控訴人が予備的請求原因として主張している自動車業者に対する支払い実費を超える専用車使用料の支払いについても、所要実費以外の支払いが許されないことは常識に属する事項であつて、悪意であることは明らかである。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)について

当裁判所も岡山県が、本件視察における現地交通費として小田及び桑山に対して、支払った金員のうち、合計49万8400円は、支出された専用車代金が現実の専用車代金を上回っているか専用車が視察のための移動以外の目的に使用されたか否かに拘わらず、違法であり、小田及び桑山は当該金員の各2分の1である24万9200円について法律上の原因なく利得しており、岡山県に対し返還義務あるものと判断する。その理由は、次に付加するほかは、原判決「事実及び理由」の第4（原判決16頁9行目から23頁1行目まで）に記載のとおりであるので、これを引用する。

本件において、原判決前提となる事実(3)イの各専用車代金については、原判決争点に対する当裁判所の判断1(2)に認定説示するところに照らし、最も

経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費を明らかに超えるものと認められる。

控訴人は、旅費法34条2項の実費とは、被控訴人主張のように自動車の備車それ自体に要する料金に限定されると解釈する理由はなく、仮に旅行代理店の手数料が含まれていても、それは旅費法34条2項所定の実費に含まれる旨主張するが、本件視察の旅費算出の基準となる旅費法には、総則規定である6条において旅費の種類及び支給基準を定め、また旅費法第3章外国旅行の旅費において定められる交通手段別の規定は、鉄道賃、船賃、航空賃について、いずれも旅客運送約款に基づく運送料の定価があることを前提に詳細な定めをしている。これに対し、車賃の場合においては、実費額によるのみ定めているが、鉄道運賃等の規定との対比上、自動車の備車それ自体に要する費用を意味するものと解すべきである。また、上記車賃実費に関しても、海外旅行をした議員が支給を受け得る旅費については、旅費法7条本文の制限があるものと解され、結局、本件視察における専用車使用に関しては、一部鉄道賃によるべきほか、いずれも容易にタクシーを利用し得たものと認められるから、タクシーの備車料自体によって、旅費を計算すべきである。

更に、本件では、専用車を使用するについての旅費法7条但し書き所定の「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」が存在するとは認められないことは、原判決を引用して認定説示したとおりである。当審における証拠（乙9ないし11の各1・2、乙13ないし15）その他本件各証拠を検討しても、上記判断を左右するに足りない。

2 争点(3)について

- (1) 既に原判決を付加訂正のうえ引用して認定説示したところに加え、証拠（甲2ないし7、甲8の1ないし10、甲9ないし17）並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 岡山県議会議員が海外視察旅行を行おうとするときは、まず、視察の目的、派遣場所、期間等を記載した議員派遣申請書を提出し、議会事務局の作成にかかる航空賃、現地交通費及び旅行雑費等の実費額を記載した内訳書を添付した旅費計算書を提出して岡山県知事に対し費用概算払を請求する（その際、複数の旅行業者が、航空賃、現地交通費、旅行雑費等の項目、等級、行程等の内容明細を明らかにしてそれぞれ作成した岡山県知事宛の見積書が必要となる。）。

イ 次に、岡山県知事から権限を与えられた職員（議会事務局）が、提出された旅費計算書を審査し、旅行命令書を作成し、議長の決裁を得る。

ウ 海外視察を行うことが認められた議員は、当該旅費計算書に基づき旅費概算払請求を行う。当該議員は、海外視察終了後、旅行業者の代金精算書等を添えて精算払の請求をする。

エ 小田及び桑山は、上記アないしウの手順に従って手続を行い、岡山県によって認められた旅費の支給を受けた。

オ 本件視察の旅費として支出した岡山県及び被控訴人が行った本件に関する監査請求を判断した岡山県監査委員は、本件支出は旅費法に照らして適法であるとの見解を有していた。

- (2) これらの事実によれば、小田及び桑山は、本件視察の旅費について、かねてから定められた法規や慣行にしたがって、本件旅費の請求を行い、また支出をした岡山県も当該旅費支出当時、日程、支出項目、支出額ともに適法であるとの判断の下に支出したものであるから、上記車賃として支出された費用の一部について、事後的に違法であると判断されたとしても、これを受領してから後記のとおり小田及び桑山が訴訟告知を受け本件訴訟が提起されたことを認識するまでの間、法律上の根拠のない違法なものであると理解判断することが、常識であったとまではいえず、その他、小田及び桑山が、上記車賃の支出が違法であり、その支出を受けた各人が不当

利得していることを認識していたと認めるだけの証拠はない。

(3) もっとも、原判決を付加訂正の上引用した前提となる事実によれば、控訴人は、平成18年11月30日に桑山及び小田に対し送達された書面によって、本件訴訟が提起されたことについての訴訟告知を行っていることから、民法189条2項の類推適用によって、当該送達を受けた日から悪意の不当利得者であるとみなすべきである。

(4) 以上によれば、原判決が認容した利息金のうち、平成17年10月1日から平成18年11月30日までの部分については理由が無く、平成18年12月1日から支払済みまで年5分の割合による部分については理由があると判断する。

第4 結論

これまで認定説示してきたところによれば、原判決が認容した被控訴人の請求のうち、控訴人に対し、小田及び桑山に対し、各自24万9200円及びこれに対する平成18年12月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を岡山県に支払えと請求することを命じた限度で理由があり、その余は理由がない。

したがって、これと一部結論を異にする原判決中控訴人敗訴部分を変更することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判長裁判官 高 田 泰 治

裁判官 渡 邊 雅 道

裁判官 金 光 秀 明